

北名古屋市教育大綱



平成27年6月

北名古屋市

1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、市長と教育委員会が相互に連携を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくための協議及び調整の場として、平成27年6月に「総合教育会議」を新たに設置しました。

このたび、総合教育会議において、市長と教育委員会が北名古屋の教育について議論と協議を行い、教育の目標や施策の根本的な方針である「北名古屋市教育大綱」を策定しました。

2 根拠法令

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定しました。

3 対象期間

教育大綱の対象期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間としました。

4 教育大綱の考え方

総合教育会議での協議を経て策定をしました教育大綱は、北名古屋市がめざす市民像の実現のため、北名古屋市民憲章をその基本方針として位置付け、北名古屋市が目標とする教育を体現するための2つの基本的方向性を定め、北名古屋市総合計画及び北名古屋市教育推進スキームの内容を参考に、学校教育、社会教育、地域・家庭教育等のそれぞれ推進していく方向性を記載しました。

参考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年6月20日改正）
（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2～4 略

北名古屋市教育大綱

(平成27年度～平成30年度)

教育とは「人づくり」であり、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにし、地域社会全体の発展を実現していくための基盤です。

我々は、平成20年3月に北名古屋市民憲章を定め、北名古屋市がめざす市民像の実現をめざしてまいりました。今後は、北名古屋市民憲章を教育大綱の基本方針として位置付け、その実現をめざします。

めざす市民像

先人の築いてきた郷土を愛し、ともに手をたずさえ、未来にはばたく人

基本方針 ※(北名古屋市民憲章)

- 一 心とからだの健康に努め 温かい家庭と思いやりのあるまちをつくります
- 一 きまりを守り助けあい 安心して暮らせるまちをつくります
- 一 自然や環境を大切にし 清潔で住みよいまちをつくります
- 一 生涯にわたって学びあい 豊かな文化を創造します
- 一 多くの人と交流し 世界につながる夢と希望を広げます

基本的方向性

めざす市民像を実現するための基本的方向性

○社会を生き抜く力の育成と子育て支援の充実

○学校・家庭・地域の協働による絆づくりと地域を担う人づくり

基本的方向性

社会を生き抜く力の育成と子育て支援の充実

基本施策

○社会を生き抜く力の育成

様々な問題が国境の垣根を越えて流動化し、社会全体が激しく変化している中、国際的な感覚、個性豊かな心や社会性、そして確かな学力と心身の健康及び体力などの社会を生き抜く力を全ての児童生徒に身に付けさせます。

主な取組 学び支援、IT教育支援、セーフティネットの充実

○世界に羽ばたく人材の育成

グローバル化した社会全体の変化に対応して新たな価値を創造し、自ら考え、進んで行動する力を身に付けさせることで、社会を牽引することができる人を育成します。

主な取組 児童生徒の英語力向上

○子ども・子育ての支援

保護者と次世代を担う子どもの子育てを支援するため、子どもや家庭と地域が日常的に関わりをもち、さまざまな人が子どもの成長をサポートする地域社会づくりを進めることで、質の高い幼・児童期の教育及び保育を提供します。

主な取組 放課後児童対策の充実

基本的方向性

学校・家庭・地域の協働による絆づくりと地域を担う人づくり

基本施策

○人と人との絆づくり

都市化の進展や価値観の変化などによって地域とのつながりが希薄化する中、先人の築いてきた郷土を愛し、誰でも、いつでも、どこでも学び行動することができるよう、地域、家庭、本人、学校及び行政がバランスよく連携及び協働し、人と人との絆をつなぐことで活力ある地域コミュニティを形成します。

主な取組 地域とともにある学校づくりの推進、地域回想法の普及促進

○たくましく生きるための身体を培う

地域に根ざした健康で活力に満ちたスポーツ及びレクリエーション活動を推進し、自主的・主体的に活動することで心身の健康や体力の保持増進を図り、生涯にわたってたくましく生きることができる身体を培います。

主な取組 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

○歴史や文化の継承と文化・芸術の振興

歴史や文化の薫高く国際感覚のあるまちをめざして、地域に根ざした文化・芸術を育成・保存するとともに、文化活動を通じてより豊かな人格形成ができるよう支援します。

主な取組 昭和日常博物館や公民館・図書館などによる生涯学習の推進